

平成26年度

名古屋市の行財政に対する県費補助
及び県の施策等に関する要望

名古屋市

目 次

1	県任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進 について……………	1 頁
2	高速度鉄道事業への支援について……………	2 頁
3	名古屋城の整備について……………	4 頁
4	東山動植物園の再生について……………	6 頁
5	特別支援学校における教育の充実・支援について……………	8 頁
6	名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援について……………	10 頁
7	震災対策の推進について……………	11 頁
8	治水対策等の推進について……………	12 頁
9	安心・安全なまちづくりについて……………	13 頁
1 0	医療費の助成について……………	14 頁
1 1	医療保険制度への財政支援について……………	15 頁
1 2	医療体制の充実・強化について……………	16 頁
1 3	学校教育における教職員制度の充実について……………	18 頁
1 4	私立高校生等授業料助成制度の拡充について……………	20 頁
1 5	「あいち森と緑づくり事業」と本市施策との連携について…	21 頁
1 6	国直轄事業の県負担金に対する市負担の見直しについて……………	22 頁

1 県任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進について

○市町村に対する任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進

平成26年の本市財政を見通すと、景気は緩やかに回復しつつあり、市税収入は平成25年度当初予算を上回る見込みであるものの、歳出においては、福祉や医療などの義務的な経費の伸びが避けられないことから、依然として厳しい状況にあります。

本市においては、直接住民と向き合う基礎自治体である市町村として、必要な住民サービスを確保しつつ、行財政改革に取り組むなど、最大限の努力を行っているところです。

こうした中、本市における県からの任意補助金は平成25年度予算で約90億円であり、その多くは医療費助成などの福祉施策を実施するうえで貴重な財源となっています。

従来より名古屋圏の発展のため、県・市協調で各事業を推進するとともに、本市に係る県の施策等に取り組んでいただけてきたところですが、名古屋圏、とりわけ愛知の更なる発展を実現するためには、今まで以上の県のご支援とご協力は不可欠なものであります。

県におかれましては、この趣旨をご理解いただき、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

必要な市民サービスを確保できるよう、また、市町村の厳しい財政状況を踏まえ、市町村に対する任意補助金を充実・確保するとともに、本市に係る県の施策等を推進することを要望します。

2 高速度鉄道事業への支援について

(地域振興部)

○地下鉄の整備に対する補助

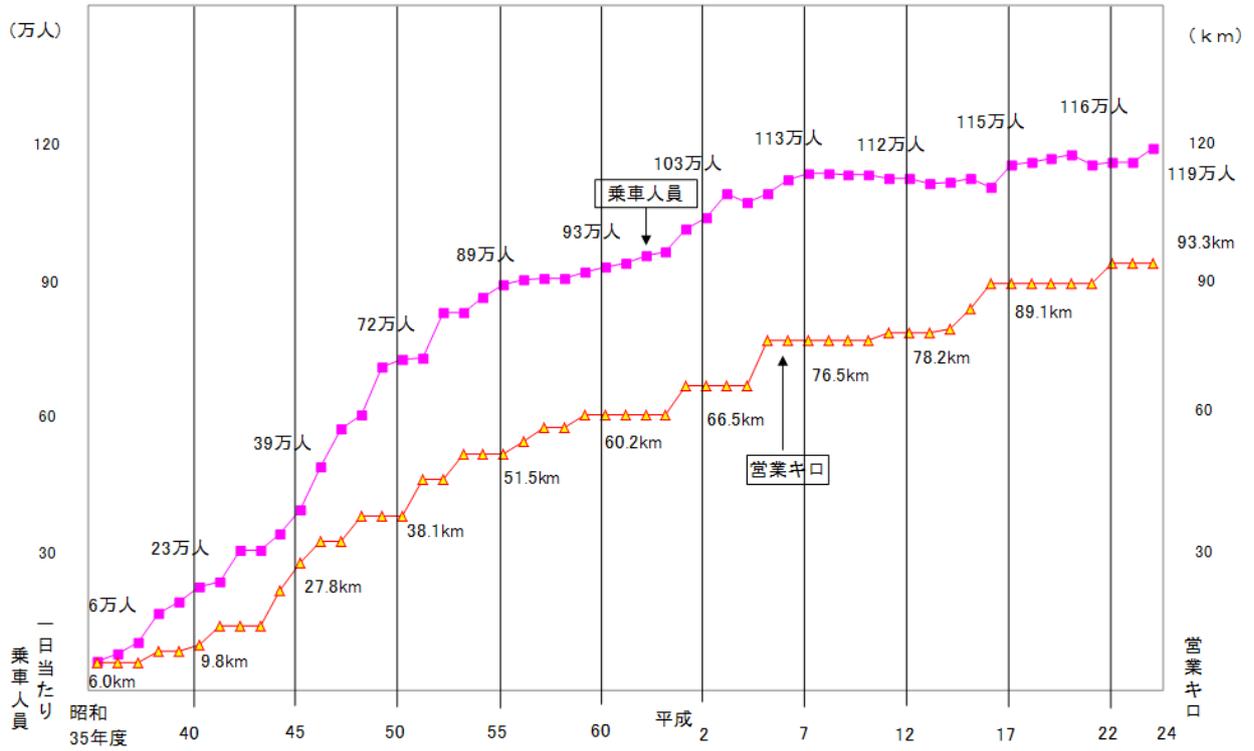
本市の地下鉄は、一日平均119万人の乗客を輸送し、本市市民を除く県民利用者の割合は38%にも及び、県民の貴重な移動手段となっています。

また、都市施設の根幹として安心・安全で快適な地下鉄を目指し、東日本大震災の状況を踏まえた地下鉄構造物の耐震補強や、ホームからの転落を防止するための可動式ホーム柵の整備、エレベーターの整備によるバリアフリー化を行っております。更に今後、トンネル、変電所施設など鉄道施設の機能を計画的・効率的に将来にわたり維持していくための老朽化対策も進める必要があります。

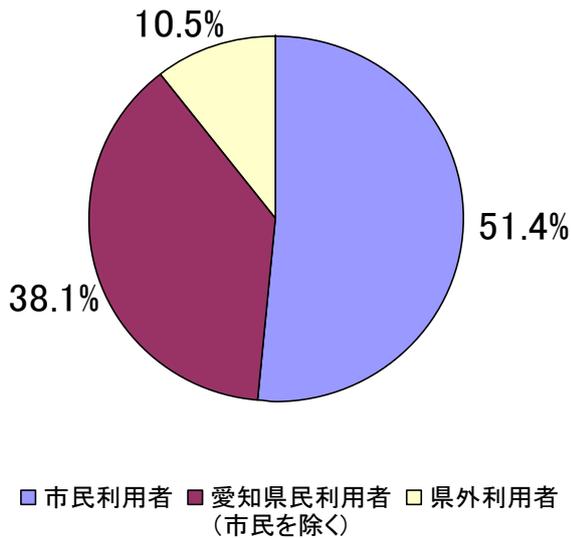
しかし、これらの整備には多額の事業費を要し、経営合理化等の企業努力はもとより、平成24年度においては、市の一般会計から111億円と多額の財政支援を行ったにもかかわらず、累積欠損金は3,043億円に及び、極めて厳しい経営状況となっています。そのため平成22年3月に、平成21年度から平成28年度を計画期間とする「市営交通事業経営健全化計画」を策定し、一層の経営改善を図っているところです。

この事業の重要性と広域性を踏まえ、地下鉄の整備に対する補助を引き続き要望します。

一日当たり乗車人員及び営業キロの推移



市民利用者、市民を除く県民利用者、 県外利用者の割合



可動式ホーム柵



平成22年度大都市交通センサスより

3 名古屋城の整備について

(産業労働部)

○名古屋城本丸御殿の復元に対する補助

現在、県におかれては、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康といった地元をふるさととする武将を中心とした観光施策の推進を図られています。名古屋城は、戦国武将にゆかりのある城郭であり、天守閣のほか、西南隅櫓等の複数の重要文化財を備えた中部圏を代表する文化・観光施設です。

本市では、名古屋城の歴史的・文化的価値と魅力を高め、交流の拠点とするため、「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」に基づき、本丸御殿の復元を始め、障壁画復元模写、石垣整備など、文化財の保存活用に取り組むとともに、歴史文化の発信・にぎわいの創出等に資する「世界の金シャチ横丁（仮称）」基本構想に基づき、調査・検討を行っているところです。

本丸御殿復元事業は、平成21年に工事着手し、平成25年5月から玄関・表書院の公開を開始、さらに平成30年には全体の公開を予定しています。

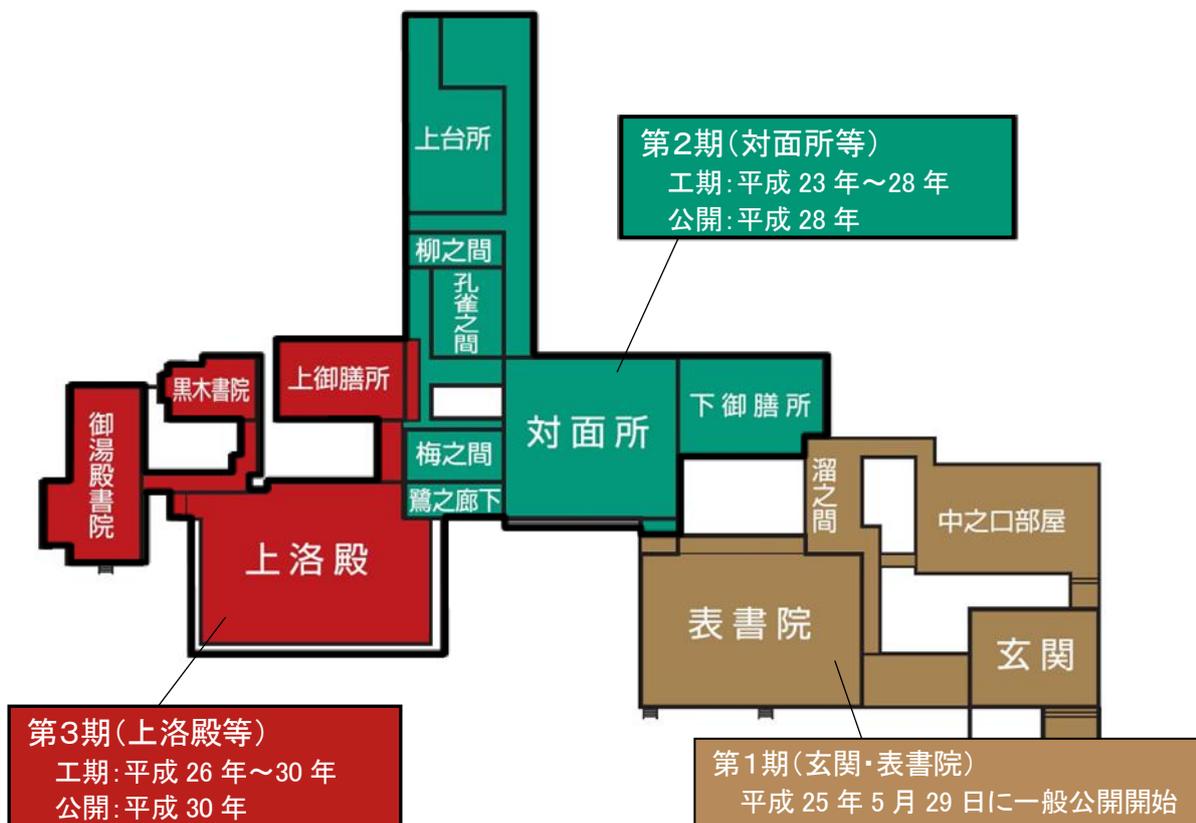
この事業の重要性と広域性を踏まえ、名古屋城本丸御殿の復元に対する補助を引き続き要望します。

復元工事の状況



※手前の建物が復元工事中の対面所。奥の建物は完成・公開済の表書院。

復元工事のスケジュール



4 東山動植物園の再生について

(建設部)

○東山動植物園の再生整備に対する補助

東山動植物園は、年間200万人を超える来園者があり、本市市民を除く県民利用者の割合は38%にも及び、県民の貴重な観光施設であり、身近な環境教育の場となっています。

現在、「人と自然をつなぐ懸け橋」を目標とした「東山動植物園再生プラン」に基づき整備を進めており、多くの来園者から、順次リニューアルされるエリアへの大きな関心や期待が寄せられています。

平成26年度には、アジアゾーンにおいて旧アジアゾウ舎跡地に広場を整備する予定です。

この事業の重要性と広域性を踏まえ、東山動植物園の再生整備に対する補助の創設を要望します。

アジアゾーンの整備



5 特別支援学校における教育の充実・支援について

(教育委員会)

- 肢体不自由者のための特別支援学校の名古屋市東部方面への新設
- 知的障害者のための特別支援学校分校の整備に対する補助

(1) 肢体不自由者のための特別支援学校の新設

現在、本市には肢体不自由者のための特別支援学校が2校ありますが、児童生徒数が県下で最も多い状況にあり、施設の狭隘化が課題となっています。

また、名古屋市東部方面に住む重度の肢体不自由者は、スクールバスで片道90分を超える長時間通学を余儀なくされており、通学の負担が大きい状況にあります。加えて、医療的ケアが必要な子どもは、スクールバスではなく保護者による送迎が必要となり、長時間の送迎は子どもと保護者双方にとって大きな負担となっています。

名古屋市域における肢体不自由者のための特別支援学校の教育環境の改善及び児童生徒の通学の負担を軽減するため、肢体不自由者のための特別支援学校の名古屋市東部方面への新設を要望します。

(2) 知的障害者のための特別支援学校分校の整備に対する補助

特別支援学校の設置義務は法律上県にあるところですが、本市においては、昭和48年以降知的障害の児童生徒のための特別支援学校を4校設置し、障害者の教育に努めております。

こうした中、近年、特に高等部を中心に児童生徒数の増加による施設の狭隘化が課題となっています。

そのため本市では、小学校の余裕教室を活用した特別支援学校分校の平成27年度開設に向けて、整備を進めているところです。

この施設の重要性を踏まえ、整備に対する補助の創設を要望します。

名古屋市内の特別支援学校



学校教育法 第80条

都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第75条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

6 名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援について

(県民生活部)

○名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援強化

名古屋フィルハーモニー交響楽団は、昭和41年の創立以来、中部圏を代表する本格的な専門交響楽団として活動しており、文化庁より芸術作品賞を受賞したほか、芸術創造特別支援事業にも採択されるなど高い評価を得ており、今後益々の活躍が期待されています。

その演奏活動は名古屋市内はもとより広く県内各地に及び、音楽文化の普及、発展に大きく寄与しています。

しかしながら、経営の健全化に格段の努力を尽くしているにもかかわらず、同楽団の経営状況は極めて厳しい状況にあります。そのため、本市においても、その指導、援助の強化について一層の努力を傾けているところです。

同楽団の果たす役割や経営状況などを踏まえ、支援の強化について要望します。

7 震災対策の推進について

(防災局、建設部)

○震災対策の推進

本市では、東日本大震災を踏まえ、当面本市が行うべき震災対策として「名古屋市震災対策基本方針」を策定し、その取り組みを進めています。

また、内閣府が示した南海トラフの巨大地震の被害想定は、これまでの想定を大きく上回るものとなり、特に本市は、人口や建築物、企業活動のほか、県下の中核機能が集積する大都市であることから、甚大な被害の発生が懸念されるところです。

こうした状況を踏まえ、さらなる震災対策の推進が喫緊の課題となっています。

県におかれても、以下の点について震災対策を推進されるよう要望します。

- (1) 基幹的広域防災拠点の早期の整備を国に働きかけること。
- (2) 緊急消防援助隊の受け入れ体制を構築すること。
- (3) 帰宅困難者対策として、企業に対して従業員の一斉帰宅の抑制などの協力を働きかけること。
- (4) 緊急輸送道路等を確保するための橋りょうの耐震対策を推進すること。
- (5) 民間住宅及び多数の者が利用する大規模な建築物等の耐震診断・改修を促進するため、必要な事業費の確保・拡充を図ること。
- (6) 災害用仮設トイレ購入に対する補助の対象などを拡充すること。

8 治水対策等の推進について

(環境部、建設部)

○治水対策等の推進

平成12年9月の東海豪雨や平成20年8月末豪雨を受け、本市では、河川改修を始めとして、流域における排水施設やポンプ場、さらには雨水貯留施設の整備等の総合的な対策に努めてきました。しかし、平成23年9月の台風15号などに伴う集中豪雨により多大な浸水被害が発生したことから、さらなる治水対策を推進していく必要があります。

県におかれても、以下の点について治水対策等を推進されるよう要望します。

- (1) 新川、天白川、日光川、福田川、八田川など県管理河川の改修の一層の推進を図ること。また、庄内川を始めとする国直轄河川の改修の一層の推進について、引き続き国に対し働きかけること。
- (2) 土砂災害(がけ崩れ)危険箇所について、急傾斜地崩壊対策事業として崩壊対策を推進すること。
- (3) ため池の砂防えん堤などについて、一層の安全度の向上を図ること。
- (4) 河川上流部における下水道整備の促進など、河川の水質について改善を図ること。

9 安心・安全なまちづくりについて

(県民生活部、警察本部)

- 県・市協調した取り組みの推進
- 警察活動及び交通安全対策の充実
- 暴力団の排除の推進

都市化、国際化の進展などにより、犯罪の凶悪化、巧妙化、組織化、広域化が進み、市民は生活に不安を感じています。また、市内においては街頭犯罪や交通事故が多発する状況が続いています。

本市においては、各区の「安心・安全で快適なまちづくり協議会」や地域において、学区一斉防犯パトロールなどの地域防犯や交通安全啓発活動など、様々な活動を実施しているところです。また、平成24年3月には、市民の安全で平穏な生活を確保するため「名古屋市暴力団排除条例」を制定しました。

県におかれては、平成16年に「愛知県安全なまちづくり条例」を制定し、また、平成22年に暴力団の排除を推進するための「愛知県暴力団排除条例」を制定、さらに平成24年にはその強化を行うなど、県民・行政・警察が一体となった取り組みを推進されています。

市民の不安を解消し、安心・安全なまちとするため、以下の点について、要望します。

- (1) 地域の自主的な防犯活動の支援や啓発などに県・市協調して取り組むこと。
- (2) パトロールや取り締まりの強化などの警察活動及び交通安全施設整備などの交通安全対策の充実を図ること。
- (3) 市民の安全確保に配慮した暴力団の排除を推進すること。

10 医療費の助成について

(健康福祉部)

○医療費の助成に対する補助の拡充

健康を保持するための医療行政への取り組みは、各種福祉施策の充実と併せて、ますます重要となっています。

本市においては、医療を必要とする人が、安心して医療を受けることができるよう次の医療費の助成を行っています。

(1) 子ども医療費助成

子育て支援の推進のため、入院・通院ともに中学校3年生まで助成しています。

(2) 障害者医療費助成及び福祉給付金制度

障害の種類を区分することなく必要な支援を受けられるよう、障害者医療について、身体・知的障害者に加えて精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者についても、精神科疾患に係る医療費に限定することなく、助成対象としています。

また、福祉給付金制度におけるねたきり・認知症の方についても、障害者と同様の所得基準により助成を行っています。

福祉医療制度の重要性を踏まえ、本市が実施している医療費の助成に対する補助制度の拡充を要望します。

11 医療保険制度への財政支援について

(健康福祉部)

- 国民健康保険事業に対する補助の拡充
- 愛知県後期高齢者医療広域連合の行う保健事業に対する補助

(1) 国民健康保険

国民健康保険の被保険者は、低所得者層を主体として構成されており、医療費が高額な水準で推移していることなどにより、経費のすべてを被保険者の負担とすることは極めて困難な状況のため、市の一般会計から毎年巨額の財源を繰入れています。

この事業の重要性と困難な保険財政の現状を踏まえ、国民健康保険事業に対する補助の拡充を要望します。

(2) 後期高齢者医療制度

現在、後期高齢者医療制度の保健事業として、後期高齢者を対象に実施している健康診査の費用については、国が約3分の1を負担し、残りを後期高齢者が保険料として負担しています。

後期高齢者に対する健康診査は、疾病予防、介護予防、早期発見の観点から非常に重要であり、医療費抑制にも寄与すると考えられます。

高齢者の健康保持の重要性を踏まえ、愛知県後期高齢者医療広域連合の行う保健事業に対する補助の創設を要望します。

12 医療体制の充実・強化について

(健康福祉部)

○医療提供体制の充実・強化

- ・新型インフルエンザに対する医療体制の整備
- ・医師・看護師の確保
- ・救急医療体制の確保

○名古屋陽子線治療センターに係る医療連携等

- ・がん診療連携拠点病院、大学病院等との医療連携体制の構築
- ・患者負担の軽減に向けた取り組み

(1) 医療提供体制の充実・強化

新型インフルエンザが発生した際には、感染者に必要な医療を迅速に提供するなど、可能な限り感染拡大を抑制することが必要です。

また、現在、小児科や産科などの特定診療科における医師不足を始め、全国的に医師・看護師不足が深刻な状況になっており、救急医療においても、輪番病院の離脱等もあり、救急医療体制の確保に大変苦慮しています。

県におかれては、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄やドクターバンク事業、病院内保育所運営費に対する助成などに努められていますが、市民が安心して健康的に生活できる社会にするため、以下の点について、要望します。

ア 新型インフルエンザが発生した際に十分に対処できるよう、入院病床の確保、帰国者・接触者外来の設置、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、プレパネミックワクチンの接種を早急に行えるようにするなど、必要な医療体制の整備に努めること。

イ 本市が行っている臨地実習指導者講習会等の看護職員研修への助成を

はじめ、医師・看護師確保施策のさらなる拡充を図ること。

ウ 救急勤務医等支援事業や救急医療施設整備、小児救急医療支援事業に対する助成の拡充など、救急医療体制の確保を図ること。

(2) 名古屋陽子線治療センターに係る医療連携等

本市においては、最先端の放射線治療を提供する名古屋陽子線治療センターを整備し、平成25年2月から治療を開始しています。

陽子線治療は、治療と社会生活の両立や治療後の社会復帰の機会を広げ、高齢者や難治がん患者の治療の選択肢が拡大することになり、多くのがん患者がこの治療に期待しています。

名古屋陽子線治療センターは、東海3県唯一の陽子線がん治療施設であり、これを東海地域の財産として活用していきたいと考えています。

そのため、東海地域のどの病院の患者であっても陽子線治療が受けられるよう医療連携体制を構築することが不可欠です。

また、陽子線治療は患者の生活の質に優れたがんの治療法ですが、患者の経済的負担が大きいことから、本市では、治療費の減免など患者負担の軽減策を実施しています。

一人でも多くのがん患者が最先端の治療を受けられるよう、粒子線治療の広報・啓発、愛知県がんセンターを始めとするがん診療連携拠点病院、大学病院等との医療連携体制の構築及び人材交流、共同研究などの施設運営に対する協力、並びに患者負担の軽減に向けた取り組みを要望します。

13 学校教育における教職員制度の充実について

(教育委員会)

- 県費負担教職員制度の見直しに係る給与費負担の円滑な移管と包括的な権限の移譲に対する支援
- 小中学校の少人数教育等の充実
 - ・少人数教育に係る教員配置の充実
 - ・国の基準に応じた初任者研修拠点指導教員の配置
 - ・中学校1年生での35人学級における学級数に応じた教員定数での専任教員の配置

(1) 県費負担教職員制度の見直しへの対応

県費負担教職員制度については、平成25年6月の地方制度調査会の答申において、移譲することを基本として検討を進めるべきであると示されました。また、これによりまとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分も含めて財政措置のあり方を検討すべきであり、財政措置を講じるに当たっては、関係者の協議の場が設けられ、合意形成が図られるべきと示されています。

これを受け、指定都市としては、県費負担教職員の給与費負担等の移管にあたり必要となる財源について、教職員給与、退職手当及び移管に伴って生ずる事務関係経費を含めた所要額を、個人道府県民税の税源移譲等により措置すべきとの考え方を取りまとめ、提案しているところです。

給与費負担の移管と包括的な権限の移譲については、本市へ移行が円滑に進められるよう支援をお願いします。

(2) 小中学校の少人数教育等の充実

少人数指導授業対応教員は、チームティーチングや習熟度別指導など、個々の子どもに対応したきめ細やかな指導を行うにあたって重要な役割を果たしています。しかし、小学校においては、専任教員が全校には配置されず、非常勤講師のみが配置されている学校もあり、少人数指導の実施に苦慮している状況です。

加えて、初任者研修実施に係る拠点校指導教員については、国の定める配置基準に比べて低い配置割合となっています。

さらに、中学校1年生での35人学級に係る増学級分については、専任教員が配置されましたが、当初予定された学級数に応じた教員定数での配置とはなっていません。

少人数教育に係る教員配置の充実、国の基準に応じた初任者研修実施に係る拠点校指導教員の配置及び中学校1年生での35人学級における学級数に応じた教員定数での専任教員の配置を要望します。

14 私立高校生等授業料助成制度の拡充について

(県民生活部)

○補助対象、補助単価の拡充

(1) 私立高校生

高校への進学率が95%を超えている現在、高校教育に占める私学の役割は非常に大きく、市内中学校卒業生の4割超が私立高校へ進学しています。

国の高等学校等就学支援金により、私立高校生の保護者負担は軽減され、また、本市も独自の補助を実施しているものの、保護者負担の公私立間格差は依然として大きなものがあります。

県におかれては、所得金額に応じて私立高校生に対する独自の授業料軽減措置を講ぜられていますが、未だ約4割の私立高校生が、県独自の補助対象から外れている現状です。

教育の機会均等の見地から保護者負担の格差是正のため、保護者に対する補助の対象拡大及び単価の一層の引き上げを要望します。

(2) 私立幼稚園児

幼稚園については、国の就園奨励費補助制度のほか、本市では、独自の補助を実施しています。

しかし、公私立間の保護者負担の格差は依然として大きなものがあり、幼児教育においても私学の占める比重は極めて大きく、補助制度の強化を求める市民の声は非常に強いものがあります。

県におかれては、独自の授業料軽減措置を講ぜられていますが、保護者に対する補助の対象拡大及び単価の引き上げを要望します。

15 「あいち森と緑づくり事業」と本市施策との連携について

(農林水産部、建設部)

○「あいち森と緑づくり事業」と本市施策との連携

都市の緑は、良好な景観・快適な都市環境の形成を図る上で重要な役割を果たしています。

しかし、都市化の進展に伴い、緑被率が減少しているため、本市では、公園整備や街路樹植栽、公有地緑化、優良な民有地緑化への助成などに取り組んでいます。

今後とも、都市の緑の保全と創出の促進などを図るため、「あいち森と緑づくり事業」を積極的に活用することにより、緑化施策を推進していきたいと考えています。

「あいち森と緑づくり事業」が本市施策の推進に最大限の効果をもたらすよう、対象事業の拡大や事業規模要件の緩和など、より活用しやすい制度とするよう要望します。

16 国直轄事業の県負担金に対する市負担の見直しについて

(建設部)

○国直轄事業の県負担金に対する市負担の見直し

国営木曾三川公園事業の負担金については、愛知・岐阜・三重の三県が都市公園法に基づき負担しており、そのうち愛知県負担額の一部を県・市の覚書に基づき本市が負担しています。現在、国において、国直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得るとされているところですが、国と地方との関係のみならず、県と市においても、それぞれの役割分担や負担金などについて見直す必要があります。

国営木曾三川公園事業については、国の負担で整備を行い、地方の負担金を廃止するよう、国に対して働きかけるとともに、この負担金が廃止されるまでの間、社会情勢の変化などを踏まえ、本市の負担金の見直しについて要望します。

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。